

農政をめぐる情勢

目次

I	TPP交渉をめぐる情勢	1
II	予算・税制改正をめぐる情勢	7
III	農協改革をめぐる情勢	38

今月号のあらまし

I TPP交渉をめぐる情勢

政府は、TPP大筋合意による国内生産への影響を緩和するため、TPP関連対策として3,122億円の補正予算案を編成した。

また、12月24日にはTPP大筋合意の影響額の試算結果を公表した。農林水産物の生産額が最大で2,100億円減少するとした一方、生産量への影響は無いとしており、野党からは「楽観的」との声が上がっている。

TPP承認を巡っては、今国会で審議が行われる予定で、政府は署名後速やかに行いたいとする意向を示している。報道によれば、署名は2月4日にも行われるとのことで、国会の動向には注視が必要である。

II 予算・税制改正をめぐる情勢

政府は12月18日に平成27年度補正予算案を、24日には平成28年度予算案と税制改正大綱を閣議決定した。27年度補正予算案の農林水産関係では、総額4,008億円が措置された。一方、28年度予算案の農林水産関係は2兆3,091億円（前年比1億円増）となった。

税制改正については、懸案事項である消費税の軽減税率（8%）が、①酒類や外食を除く食品全般、②定期購読で週2回以上発行される新聞の2点で適用されることとなった。

III 農協改革をめぐる情勢

農林水産省は、改正農協法関係の政省令案を発表した。懸案事項である理事構成に関する省令については、認定農業者に準ずる者を含めるための要件や、地域に認定農業者が少ない場合における措置等が整理されている。公布時期は未定だが、1月中と見込まれている。

また、「総合的な監督指針」に関しては、2月を目途に公示し、パブリックコメントが行われる予定である。

I TPP交渉をめぐる情勢

— 27年度補正予算案、TPP対策に3,122億円 —

1. 政府の動向

(1) 27年度補正予算案について

- 政府は12月18日、臨時閣議を開き、農林水産分野のTPP関連対策3,122億円を含む27年度補正予算案を閣議決定した。TPP関連対策の内容は、11月25日に決定された「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえて編成されている。
- 主な内容としては、地域の営農計画に基づき水田・畑作等の高収益化をはかる産地パワーアップ事業の新設、畜産クラスター事業の拡充、公共事業では農地の大区画化や畑の高機能化等を目指す農業農村整備事業等で、一部の事業は基金化され、複数年で活用できることとされた。主な項目と金額は下図の通り。

TPP関連政策大綱に基づく施策	
・産地パワーアップ事業	— 505億円(基金化)
・畜産クラスター事業	— 610億円(基金化) (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)
・農業農村整備事業	— 990億円 (※うち防災・減災対策で50億円)
・担い手経営発展支援	— 100億円(基金化) 金融対策
・革新的技術開発・緊急展開事業	— 100億円
・輸出促進緊急対策	— 33億円
農林水産業・地域の活力創造プランに基づく施策	
・水田活用の直接支払交付金	— 160億円
・鳥獣被害防止総合対策交付金	— 12億円
防災・減災対策	
・災害復旧等事業	— 158億円
・ジャガイモシロシストセン	— 10億円 チュウまん延防止対策

出典：日本農業新聞

- このうち、新設される産地パワーアップ事業は、地域農業再生協議会が産地を強化する計画を定め、その計画に沿って経営発展に向けて投資する農業者を助成・支援するもので、対象となる取り組みは下図の通りである。

産地パワーアップ事業の内容	
担い手への集約やコスト低減への取り組み	
・	大型農機の導入
・	ライスセンターの整備
・	GPS活用型農機の導入
・	低コスト耐候性ハウスの整備
高単価が見込める品目への転換などの取り組み	
・	園芸団地育成へのビニールハウスの導入
・	野菜などの選果施設の導入
・	光センサー選果機の導入
その他	
・	果樹の老木化対策で、同一品種の改植
・	コールドチェーンの施設整備
・	輸出拡大に向けた機材や施設の整備
※これらに限らず、現場のニーズにきめ細かく応える	

出典：日本農業新聞

- 12月21日、森山農林水産大臣は、農林水産分野のTPP関連対策に関する説明会で、「新しい国際環境の下でも経営意欲を後押しするような対策ができた。生産現場の不安を解消し、将来の意欲が後押しされるよう活用いただきたい」と述べた。

(2) TPP大筋合意による影響額の政府試算について

- 12月24日、内閣府は、TPPによる関税削減の効果や、非関税措置によるコスト縮減などにより、実質GDPが2.6%増、約14兆円の拡大効果があるとする分析結果を公表した。
- 甘利TPP担当大臣は、同日の記者会見で、影響試算について「相当手堅く見積もっている」としたうえで、「期待した数字」と評価するとともに、農業生産額については、「価格面では輸入の影響で総額が下がる。しかし、生産性が上がってくるから収益は減らない」などと発言した。
- この公表にあわせ、農水省は、大筋合意内容と関連政策大綱に基づく政策対応をふまえ、農林水産物の生産額が約1,300億円～2,100億円減少する一方、食料自給率には影響を及ぼさないとする試算を公表した。主要品目の試算結果と試算の考え方は下表の通り。

【主要品目の試算結果と試算の考え方】

品目	減少額	試算の考え方
米	0億円	関税維持、特別輸入枠相当の国産米の政府買入により、影響は見込み難い。
小麦	62億円	マークアップ引下げで生産額が減少。国内対策実施で、国内生産量は維持。
砂糖	52億円	加糖調製品の輸入増で生産額が減少。国内対策実施で、国内生産量は維持。
牛肉	311～ 625億円	乳用種が競合し、価格が低下。それに伴い交雑種・和牛も影響を受ける。国内対策実施で、国内生産量は維持。
豚肉	169～ 332億円	銘柄豚以外が競合し、価格が低下。銘柄豚も一部影響を受ける。国内対策実施で、国内生産量は維持。
乳製品	198～ 291億円	チーズ向け生乳等の価格が輸入品の価格まで下落し、生産額が減少。国内対策実施で、国内生産量は維持。
茶	—	TPP参加国からの輸入実績なし。
加工用 トマト	1億円	競合するトマト加工品の価格のみ下落。国内対策実施で、国内生産量は維持。
かんきつ 類	21～ 42億円	競合する極早生ミカンや果汁等の価格が下落し、生産額が減少。国内対策実施で、国内生産量は維持。
りんご	3～ 6億円	7月出荷のりんごや果汁等の価格が下落し、生産額が減少。国内対策実施で、国内生産量は維持。
鶏肉	19～ 36億円	廉価の冷凍品が競合し、価格が低下。廉価の冷蔵品も影響を受ける。国内対策実施で、国内生産量は維持。
鶏卵	26～ 53億円	一部加工卵の価格が輸入品価格まで下落し、生産額が減少。国内対策実施で、国内生産量は維持。

- 本試算は、現在の関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目（全19品目）について行われている。また、今回は関税が段階的に削減されるものもあるため、合意内容の最終年における生産額への影響が算出されている。
- 影響額の試算は、品目ごとに競合する部分・しない部分に二分し、競合する部分は関税削減相当分まで、しない部分はその半分の割合で価格が低下するという見込みで計算されている。品質向上・高付加価値化が期待できる品目については価格下落幅が最大で半分程度となることを想定しており、影響額に幅をもたせている。

- 本試算では、生産量への影響も計算されているが、減少はないと結論づけられた。これは、国内対策の「適切な実施」によって、再生産が確保されるとの考え方に基づくもので、野党からは「楽観的である」との声が上がっている。
- 森山大臣は、12月25日の記者会見において、本試算結果について「輸出増などの変動要因はあるが、確実なものとして見込んだ」と述べた。また、「関税削減等の影響で価格の低下は避けられない」としたうえで、「TPPの影響については、国内対策の効果を慎重に見極めていく」と発言した。
- 一方で、自民党は7日、政府に対し県別の試算を一部の県で実施するよう要望したとされる。これについて森山大臣は、「(全国が行うと)極めて大雑把な数字しか出てこない。それぞれの県が算式に基づいて計算をしていただくことで、正しい数字が出てくる」との考えを示した。

(3) TPP協定文書の仮訳について

- 1月7日、政府は、TPP協定ならびに交渉参加国との間で作成される文書の暫定仮訳をTPP政府対策本部のホームページで公表した。今回の公表はTPP協定のうち法的精査が終了したルール分野を中心としており、TPPの全容を知る上で欠かせない、市場アクセスに関わる関税の譲許表や附属書については提示されていない。

2. 米国の動向

(1) 業界団体の動向について

- これまで態度を保留してきた米国商工会議所や全米製造業協会など主要な経済団体は、1月上旬に相次いで声明を発表し、基本的にはTPPを支持する姿勢を示した。また、米国最大の農業団体である米国ファームビューロー連盟は、12月16日、「理事会の投票によってTPP協定を支持することを決定した」とする声明を発表、連盟としてTPPを指示する意向を示した。
- 一方、米国の製薬業界は、医薬品の知的財産のデータ保護期間などに不満を示して反対しているほか、タバコ業界は、タバコ規制がISD条項からの例外とされたことを受けて強く反対している。また、金融業界の多くの企業は、電子商取引の規定への不満などにより反対している。加えて、米国労働総同盟産業別組合会議(AFL-CIO)をはじめ、自動車・鉄鋼業などの労働組合や、民主党に近い農業団体である全米ファーマーズ・ユニオン(NFU)等は反対姿勢を崩していない。

(2) 米国議会の動向について

- マコネル上院共和党院内総務は12月11日、米国紙のインタビューにおいて、「オバマ大統領は、2016年11月の大統領・両院議会選挙が終わるまでは、あるいは大統領退任までは、TPP協定を議会に送付すべきではない」などと発言し、選挙前のTPPの議会審議に疑義を呈した。
- また、上院での審議の鍵を握るハッチ財政委員長（共和党）は、共和党の支持基盤である製薬業界がTPPに反対していることを背景に、再三にわたり医薬品の知的財産保護に関する規定を中心に強く批判しており、議会の承認を得るには再交渉が必要との姿勢を崩していない。
- 一方、下院歳入委員長時代にTPA法案を強力に推進したライアン下院議長は12月15日、2016年中の議会審議について「(内容次第で)可能性は大いにある」と述べ、協定内容によっては早期審議もあり得るとの考えを示した。

3. 国会の動向

- 1月4日、TPP大筋合意後初となる通常国会が召集された。6日には衆議院、7日には参議院で、それぞれ代表質問が行われ、野党からはTPPの交渉結果に対する批判等が相次いだ。
- TPPの批准を行うTPP承認案の審議について、甘利大臣は4日の記者会見で「(12カ国での)署名が終わったら速やかに国会承認をはかっていきたい」などと述べ、「署名の時期について正式にいつどこでやるか決まっていない」としながらも、早期の国会審議に意欲を示した。
- 6日、民主党の岡田代表は代表質問で、大筋合意後に臨時国会を開催しなかったことを受け「説明不足であり、国会を軽視している」と強く批判した。また、2012年の衆院選では自民党はTPPに反対の立場であったとし、TPP大筋合意は公約違反であり、国民への謝罪が必要などと述べた。
- 安倍総理はこれに対し「11月、12月の閉会中審査で説明責任を果たしてきた。また、TPP合意内容は国益にかなう最善の結果であり、自民党が交渉参加に先立って掲げた国民との約束はしっかり守ることができた。」と応じた。
- 7日には、共産党の井上幹事長が、政府のTPP影響試算を「過少に見積もったもの」と批判し、TPPの全容を示さないうちに国内対策を15年度補正予算案に計上したことなどと併せて問題視した。安倍総理は「試算は十分に精査し、積み上げた数値」と、妥当な試算であることを強調した。

- また安倍総理は、TPP関連対策について野党から「バラマキ」と批判されていることについては、「農業の体質強化に関係ない事業に対する支援は行わない」などと答弁した。
- 政府は6日、TPPに伴い11の法律を改正する方向性を明らかにした。関連する法律を計8本の法案にまとめ、3月上旬に提出する予定である。農業関係は、牛・豚マルキンの法制化や、地理的表示保護制度について国をまたいで運用可能にする等の内容であり、4つの法律が対象となる。このほか、セーフガードの発動手続きについての法改正や、著作権の保護期間を70年に延長するといった法改正が予定されている。

4. 今後の見通し

- 米国では、オバマ大統領の諮問機関である通商政策・交渉諮問委員会が「TPPは包括的かつ先進的な協定で、米国の経済成長を加速させ、雇用を支える」などと評価する報告書を提出するなど、TPPはいずれ批准されるとの見方が大勢を占めている。
- 一方で、米国議会での審議開始の時期については、複数の業界団体が反対の立場をとっていること、有力な大統領候補がTPPに否定的であることに加えて、2016年は選挙のため議会開会日が例年より少ないことから、選挙後の情勢が見えてきてからになるとの見方が強い。
- 日本での国会批准の時期については、政府が署名後速やかに承認に向けた審議を行いたいとする意向を示す一方、米国における審議状況をふまえて我が国の審議がすすめられるとの見方もあり、7月に想定される参議院選挙を見据えて、国会批准がどのタイミングになるのかについて、動向を注視していく必要がある。

【今後のTPP関連日程等】

1月20日?	27年度補正予算案の成立
2月 4日?	TPP署名 (ニュージーランド?)
3月 1日	米国大統領予備選 (スーパーチューズデー)
3月末?	28年度予算案・税制改正法の成立
6月 1日	通常国会会期末
7月?	参議院選挙
9月13～26日	国連総会 (ニューヨーク)
11月 8日	米国大統領選

Ⅱ 予算・税制改正をめぐる情勢

— 28年度農林水産予算案 前年度比1億円増の2兆3,091億円 —

1. 平成27年度補正予算案

- 政府は12月18日に臨時閣議を開き、TPPに関連し農林水産業の競争力強化策などを盛り込んだ総額3兆3,213億円の平成27年度補正予算案を閣議決定した。安倍総理は同日、補正予算について「一億総活躍社会の実現という新たな挑戦の第一歩を記すもの」と語った。
- 補正予算案では、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等」に係る経費に約1兆1,646億円、「TPP関連政策大綱実現に向けた施策」に係る経費に約3,402億円を計上している。財源は、前年度の剰余金と今年度の税収増加分を充てる。なお、新規の国債発行は行わず、当初に予定されていた国債発行額を4,447億円減額する方針である。
- 農林水産関係は総額4,008億円で、うち公共事業は1,448億円、非公共事業は2,560億円が措置された（別紙1）。「TPP関連政策大綱」に基づく施策の推進として3,122億円が措置されている。TPP関連対策の主な内容は「Ⅰ. TPP交渉をめぐる情勢」を参照のこと。
- 補正予算案は、1月14日に衆議院の本会議にて可決されており、参議院での審議が順調に進めば、1月20日にも成立する見込みとなっている。

2. 平成28年度予算案

- 政府は12月24日に臨時閣議を開き、一般会計総額で過去最大となる9兆7,218億円の平成28年度予算案を閣議決定した。子育てや介護支援など、「一億総活躍社会」実現への緊急対策に2.4兆円を充当するなど、生活支援の色が濃い内容となっている。また、社会保障費は前年比4,412億円増の3兆9,738億円で、過去最大となった。
- 農林水産関係は総額2兆3,091億円で、前年度より1億円増加している（別紙2）。農政改革を進めるため、飼料用米などを支援する水田活用の直接支払交付金や農業農村整備事業を増額し、米政策や農業の成長産業化を推し進める内容となっている。

農林水産関係予算の推移

(単位：億円、%)

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
予算総額	(▲2.9) 25,605	(▲4.2) 24,517	(▲7.4) 22,712	(▲4.3) 21,727	(5.7) 22,976	(1.3) 23,267	(▲0.8) 23,090	(0.0) 23,091
非公共 事業	(2.3) 15,653	(14.7) 17,954	(▲2.4) 17,517	(▲3.9) 16,831	(▲2.1) 16,469	(1.3) 16,689	(▲1.1) 16,499	(▲1.0) 16,330
公共 事業	(▲10.1) 9,952	(▲34.1) 6,563	(▲20.9) 5,194	(▲5.7) 4,896	(32.9) 6,506	(1.1) 6,578	(0.2) 6,592	(2.6) 6,761

注：予算額は当初予算で、上段（ ）書きは対前年度増減率である。

出典：財務省ホームページ

- 28年度予算案の主な項目は次の通りとなっている（括弧内は前年度額、補正は27年度補正予算案）。

○ 水田活用の直接支払交付金	3,078億円	(2,770億円)	補正160億円
○ 畑作物の直接支払交付金	1,948億円	(2,072億円)	
○ 米・麦・大豆等収入減少影響緩和対策	754億円	(802億円)	
○ 米の直接支払交付金(29年産まで)	723億円	(760億円)	
○ 農業農村整備事業	2,962億円	(2,753億円)	補正990億円
○ 農地耕作条件改善事業	123億円	(100億円)	
○ 農山漁村地域整備交付金	1,067億円	(1,067億円)	
○ 強い農業づくり交付金	208億円	(231億円)	
○ 中間管理機構による農地集積・集約化	81億円	(190億円)	
○ 農地の大区画化の推進	913億円	(1,089億円)	補正370億円
○ 新規就農・経営継承総合対策支援事業	193億円	(195億円)	補正23億円
○ 畜産・酪農経営安定対策	1,701億円	(1,708億円)	
○ 野菜価格安定対策事業	171億円	(167億円)	
○ 多面的機能支払交付金	483億円	(483億円)	
○ 中山間地域等直接支払交付金	263億円	(290億円)	

- 経営所得安定対策では、飼料用米などの非主食用米の作付けを支援する「水田活用の直接支払交付金」が308億円増額された。作付け拡大に対応するためには3,000億円以上を要するとも言われており、予算案の編成過程では不足が懸念されていたものの、必要予算が確保されることとなった。

- 老朽化した施設の補修や圃場の大区画化を支援する「農業農村整備事業」は232億円増額された。自民党農林幹部は「2009年年度の水準（5,772億円）に3年程度で戻したい」とする意向を示しており、今回はその足掛かりを得る形となった。
- 一部報道によれば、政府・与党は28年度予算案を1月22日に国会に提出する意向を固めたとされる。成立時期は3月下旬頃となる見込みである。

3. 平成28年度税制改正大綱

- 自民・公明両党は12月16日に「（与党）平成28年度税制改正大綱」を決定、これを受けて、政府は12月24日に「（政府）平成28年度税制改正の大綱」を閣議決定した。
- 農業関係では、農協等の合併税制特例の3年延長、再生可能エネルギー関係税制特例の2年延長など、租税特別措置では概ね延長が確保された。
- 現場から強い懸念のあった遊休農地の課税強化については、農地中間管理機構との協議の勧告を受けた農地について約1.8倍の課税強化という結果となった。なお、セットで検討された農地課税の軽減については、同機構との賃借期間が10年以上の農地について、固定資産税・都市計画税の課税標準が3年間2分の1という結果となった。
- 協同組合にかかる法人税制（法人税の軽減税率、受取配当等の益金不算入制度等）の見直しについては、他の中小事業者関連の税制特例と同様に、29年度改正以降に先送りとなった。
- 都市農業に関しては、与党大綱に初めて盛り込まれ、今春にも策定される「都市農業振興基本計画」に基づく税制の見直し（相続税など）に向けた道筋が示された。

【農業分野の税制改正の主なポイント（12月号より再掲）】

- ・ 遊休農地の固定資産税を増税。一方、農地中間管理機構に貸し出した場合は減税。
- ・ 協同組合の法人税率は据え置き。
- ・ 農協改革に伴って、中央会などの税負担が増えないようにする措置を今後検討。
- ・ 農協などの合併に課税負担を軽減する措置を3年延長（農林中金と信連の合併は対象外）

- ・ 都市農業振興へ生産緑地の賃借時に相続税を猶予するなどの措置を今後検討。
- ・ 再生利用可能エネルギーを活用した発電設備などに対する税負担を軽減する特例を2年延長し、対象に木質バイオマス発電設備を追加。
- ・ 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく加工場などの税負担を軽減する特例を2年延長。

○ 焦点となっていた消費税軽減税率制度については、平成29年4月1日からの軽減税率導入（対象品目：酒類や外食を除く食品全般、定期購読で週2回以上発行される新聞、税率：地方税分あわせて8%）と、33年4月1日からの「インボイス制度」の導入等が行われる旨盛り込まれた。

※ インボイス

売り買いする商品それぞれの価格と消費税率、税額を記入する請求書で売上高1000万円を超える課税事業者だけが発行できる。消費税率が一律だと請求書に基づいた税額の計算が可能だが、消費税が10%、8%になると対応しきれないため発行が求められる。インボイスを発行すればこれまで通り仕入れ時の税額控除を受けられるが、インボイスに記載されない取引は、消費税の控除は受けられない。

○ インボイス制度がそのまま導入されると、年間売上額が1,000万円以下である消費税の納税義務がない免税事業者はインボイスを発行できない。インボイスが発行できなければ、取引先は免税事業者からの仕入分にかかる消費税を控除することができず、仕入れ時の消費税分を自ら負担せざるを得ないため、免税事業者との取引を避ける可能性が高まるのではないかと心配されている。

○ JA全中は、農家が商取引から排除されないよう、JAを通して販売する場合は、JAがインボイスを代理発行できる仕組みを認めるよう求めている。こうした心配に対し、財務省主税局では「農家も含めて中小企業などにどんな影響が発生するか、検証したい」としている。

○ また、医療及び介護にかかる消費税については、「医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る」と、年限が明記された形で盛り込まれた。

平成27年度農林水産関係補正予算の概要

総額 4,008億円

〔公共：1,448億円〕

〔非公共：2,560億円〕

うちTPP関連対策：3,122億円

※は新規事業

1 「TPP関連政策大綱」に基づく施策の推進

(1) 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

- | | |
|--|-------|
| ① 担い手確保・経営強化支援事業 ※ | 53億円 |
| ・ 意欲ある農業者の経営発展を促進する農業用機械・施設の導入を支援 | |
| ② 担い手経営発展支援金融対策〔基金化〕※ | 100億円 |
| ・ 意欲ある農業者の経営発展、産地の収益力向上等を後押しするための実質無利子化、無担保・無保証人化を措置 | |
| ③ 農業法人経営発展支援投資育成事業 ※ | 10億円 |
| ・ 意欲ある農業法人に対する出資を通じた支援を実施 | |
| ④ 農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共）※ | 370億円 |
| ・ 農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備を支援 | |
| ⑤ 中山間地域等担い手収益力向上支援事業 ※ | 10億円 |
| ・ 中山間地域等における担い手の収益力向上を支援 | |

(2) 国際競争力のある産地イノベーションの促進

- | | |
|---|-------|
| ① 産地パワーアップ事業〔基金化〕※ | 505億円 |
| ・ 営農戦略を策定した平場・中山間地域などで、高性能な機械・施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等による高収益作物・栽培体系への転換を支援 | |
| ② 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共）※ | 406億円 |
| ・ 高収益作物への転換を促すため、平場・中山間地域などにおける水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等を支援 | |

③ 革新的技術開発・緊急展開事業 ※ 100億円

- ・ ICTによる高度な生産管理等の最新技術の実用化、新たな国産ブランド品種、ロボットを活用した省力化技術等の戦略的な革新的技術の開発を支援

④ 加工施設再編等緊急対策事業 ※ 46億円

- ・ 製粉工場、製糖工場、食肉処理施設、乳業工場等の再編整備を支援

(3) 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

① 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業〔基金化〕※ 610億円

- ・ 畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入を支援

② 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）※ 164億円

- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等を支援

③ 畜産・酪農生産力強化対策事業〔基金化〕※ 30億円

- ・ 和牛受精卵・性判別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援

④ 草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 ※ 7億円

- ・ 難防除雑草の駆除等による草地改良を支援

⑤ 畜産経営体質強化支援資金融通事業〔基金化〕※ 20億円

- ・ 意欲ある畜産農家の既往負債の借換えに係る利子補給等を支援

(4) 高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓

① 輸出促進緊急対策 ※ 33億円

- ・ 精米・燻蒸等の実証、モモ肉・バラ肉等の輸出体制の整備、牛乳乳製品の冷凍・輸送技術、果実の低温貯蔵・輸送技術、新たな木材製品仕様の作成等を支援

- ② 農畜産物輸出拡大施設整備事業 ※ 43億円
- ・ 農畜産物の輸出の拡大に必要な共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援
- ③ 水産物輸出拡大緊急対策事業（一部公共） ※ 55億円
- ・ 今後、輸出拡大が見込まれる大規模な拠点漁港における荷さばき所、冷凍冷蔵施設、集荷施設等の一体的な整備、輸出先国のHACCP基準を満たすための水産加工・流通施設の改修、関係機器の整備等を支援
- ④ 日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業 ※ 0.1億円
- ・ 日本発の食品安全管理規格等の策定の基礎となる調査を支援
- ⑤ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 ※ 36億円
- ・ 産地と複数年契約をする外食・中食・加工業者による国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援
- ⑥ 農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業 ※ 4億円
- ・ 広域観光周遊ルートに位置付けられた農山漁村地域における訪日外国人旅行客の受入体制の整備を支援
- (5) 合板・製材の国際競争力の強化
- ① 合板・製材生産性強化対策事業〔基金化〕 ※ 290億円
- ・ 大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供給のための間伐・路網整備等を支援
- ② 違法伐採緊急対策事業 ※ 2億円
- ・ 合法木材の利用促進や現地の違法伐採情報の収集等
- (6) 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 水産業競争力強化緊急事業〔基金化〕 ※ 225億円
- ・ 広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船や国際水準に見合った漁船の導入、産地の施設の再編整備、競争力強化に資する取組や漁業用機器の導入等を支援

(7) 消費者との連携強化

- 国産農林水産物・食品への理解増進事業 ※ 4 億円
 - ・ 大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発を支援

2 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策等の推進

(1) 新規就業・人材育成の推進

- ① 新規就農・経営継承総合支援事業 2 3 億円
 - ・ 就農直後の青年就農者・経営継承者への給付金を給付
- ② 森林・林業人材育成対策 3 億円
 - ・ 新規林業就業者の確保のため、トライアル雇用（林業への就業希望者の短期雇用）等を支援
- ③ 新規漁業就業者総合支援事業 3 億円
 - ・ 新規漁業就業者の確保のため、漁業現場における長期研修等を支援

(2) 生産振興対策

- ① 水田活用の直接支払交付金 1 6 0 億円
 - ・ 27年産飼料用米、麦、大豆等の生産増に伴う交付金支払の増に対応
- ② 甘味資源作物の安定生産支援 1 5 億円
 - ・ 近年の自然災害等による収量の低下に対応するため、土づくりや優良品種への転換、農業機械のリース導入等の生産構造の安定化を図る取組を支援

(3) 鳥獣被害防止対策の推進

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金 1 2 億円
 - ・ 年度後半から年度末にかけての繁殖期における野生鳥獣の緊急捕獲を支援

② シカ被害対策緊急捕獲等事業 1 億円

- ・ シカによる森林被害が深刻な地域において、地方公共団体等と連携し、広域かつ緊急的な捕獲等を実施

(4) 林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

① 地域材利用拡大緊急対策 1 8 億円

- ・ 住宅分野等における地域材の利用促進や新たな製品・技術の開発・普及の加速化等を支援

② 森林・林業人材育成対策（再掲） 3 億円

- ・ 新規林業就業者の確保のため、トライアル雇用（林業への就業希望者の短期雇用）等を支援

③ 森林整備事業（公共） 1 7 1 億円

- ・ 森林の水土保全機能を強化するための間伐等の森林整備を推進

(5) 水産日本の復活

① 漁業構造改革総合対策事業 8 5 億円

- ・ 高性能漁船の導入等による収益性向上を支援

② ノリ競争力強化対策 1 0 億円

- ・ ノリ高性能刈取船、大型ノリ自動乾燥機、付帯設備等の導入を支援（強い水産業づくり交付金で実施）

③ 新規漁業就業者総合支援事業（再掲） 3 億円

- ・ 新規漁業就業者の確保のため、漁業現場における長期研修等を支援

④ 韓国・中国等外国漁船操業対策事業 2 5 億円

- ・ 外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分、外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援

3 ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁 禁止に係る緊急対策

- ① ロシア200海里水域における代替漁法への転換支援 ※ 3億円
- ・ ロシア200海里水域におけるさけ・ます漁について、禁止された流し網漁法に代わる新たな漁法への転換の可能性の調査・検証を実施
- ② 減船対策（基金事業期間の延長） (13億円(注))
- ・ ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止に伴い、減船を実施した漁業者に対する交付金を交付
（注）既存基金を活用
- ③ 我が国200海里水域・公海における代替漁業への転換支援 50億円
- ・ ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止に伴い、我が国200海里水域や公海において、新たな魚種を漁獲対象とする代替漁業への転換を支援（漁業構造改革総合対策事業で実施）
- ④ ホタテ等養殖試験に対する支援 1億円
- ・ 流水域におけるホタテガイ垂下式養殖、ベニザケ養殖に関する技術開発試験を実施
- ⑤ 漁港・漁場の整備（公共） 12億円
- ・ 資源回復や生産力向上のための漁場整備、拠点漁港における衛生管理対策等を実施
- ⑥ 種苗生産施設等の整備 29億円
- ・ 地場水産業の振興に必要な種苗生産施設、さけ・ますふ化放流施設等の整備を支援（強い水産業づくり交付金で実施）
- ⑦ さけ・ます加工原料緊急対策 ※ 6億円
- ・ さけ・ますからの原料転換に伴う製造ラインの改修やさけ・ます加工原料確保に伴う輸送費等を支援

4 防災・減災対策等の推進

- | | |
|---|-------|
| ① 農業農村整備事業（公共） | 50億円 |
| ・ 農業水利施設の洪水被害防止対策や耐震化対策等を推進 | |
| ② 森林整備事業（公共）（再掲） | 171億円 |
| ・ 森林の水土保持機能を強化するための間伐等の森林整備を推進 | |
| ③ 治山事業（公共） | 49億円 |
| ・ 集中豪雨等による被害が住宅・公共施設等に及ぶおそれのある地域における山地災害対策等を推進 | |
| ④ 水産基盤整備事業（公共） | 38億円 |
| ・ 漁港における地震・津波・台風等の自然災害に備えた対策を推進 | |
| ⑤ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 | 2億円 |
| ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設の整備等を支援 | |
| ⑥ 被災農家営農再開緊急対策事業 ※ | 1億円 |
| ・ 台風第18号により保管していた米が被災し、出荷できなかった生産者の営農再開に向けた取組を支援 | |
| ⑦ 災害復旧等事業（公共） | 158億円 |
| ・ 豪雨・台風等の被害に係る農地・林道・漁港等の災害復旧事業等を早期に実施 | |
| ⑧ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 | 2億円 |
| ・ 豪雨・台風等の被害に係る共同利用施設の災害復旧を実施 | |
| ⑨ ジャガイモシロシストセンチュウまん延防止対策 ※ | 10億円 |
| ・ 本年8月に発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウに関する土壌調査に必要な施設を整備 | |
| ・ ジャガイモシロシストセンチュウの抵抗性品種の種ばれいしょを緊急に増殖・供給するための植物工場を整備 | |

産地パワーアップ事業

【平成27年度補正予算額：505億円】

水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援。

事業内容

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハードを一体的に支援。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、改植時に必要な経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費等
- ② ①の取組の効果を増進するための取組（計画策定や技術実証に要する経費）

(2) 支援対象者

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体 等

(3) 補助率

施設整備は1/2以内、農業機械リース導入は本体価格の1/2以内 等

交付先

基金管理団体へ一括して交付します。

事業の流れ

基金管理団体

交付申請
↓
助成金交付

都道府県

・都道府県全体の事業計画の策定
・支援対象者への助成金の交付

計画作成

⇔

計画認定

地域農業再生協議会

・産地の収益力を強化する計画
(産地パワーアップ計画)の策定

助成金交付

計画に位置づけられた
意欲ある農業者等

・機械や機器のリース導入等による
生産体制の強化

取組の中心となる
農業者等を計
画に明記

効率的・高収益な生産出荷体制を実現！

【取組例】

- ・ICTを活用した高性能機械の導入による高効率な水田・畑作農業の取組
- ・競争力のある品種のある品種の改植や、新たな園芸団地の形成により、高収益作物・栽培体系への転換に取り組み事例



【GPS自動操舵システムの導入】



【競争力のある品種】
(写真：ふじ、みかん)



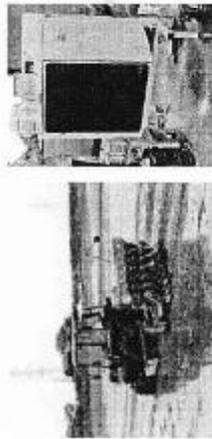
【トマト団地】

産地パワーアップ事業(水田・畑作における活用のイメージ)

- 水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系に転換を図るための取組を総合的に支援します。
- 例えば、水田・畑作においては、以下のような取組に活用できます。
 - ・ 生産コスト削減に資する水稲等の直播技術の導入やライスセンターの整備
 - ・ 大規模経営に必要な農業機械の導入やリースセンターの整備
 - ・ ICTを活用した高効率な水田・畑作営農を実現するためのGPS活用型農業機械の導入

直播技術の導入によるコスト削減の実現

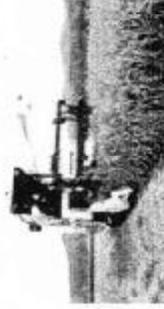
直播栽培への転換に向けた播種機、種子コーティング機材の導入



育苗・田植えを省略して労働時間を大幅に削減し、稲作のコスト削減を実現

稲・麦・大豆の輪作体系の構築

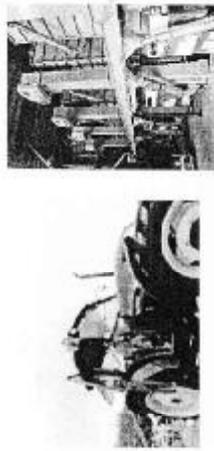
稲・麦・大豆等の多くの作物に対応した汎用コンバインの導入



稲・麦・大豆を同じコンバインで収穫し、コストを削減しつつ、適切な輪作体系を構築

大型農業機械の導入等による大規模経営の実現

大規模経営に対応した大型農業機械の導入やリースセンターの新設



担い手への農地の集積・集約化に対応した大型機械・施設の導入により大規模稲作経営を実現

ニーズに応じた出荷による収益力向上

細かく分類した米の貯蔵が可能なたらく式倉庫の整備

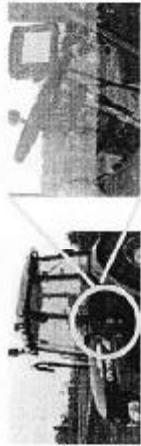


特別栽培 コンヒカリ (1等米)	特別栽培 コンヒカリ (2等米)
有機栽培 コンヒカリ (1等米)	有機栽培 コンヒカリ (2等米)

産地銘柄、等級、有機栽培や特別栽培への取組毎に米を分類して貯蔵、販売し、収益力を向上

ICTを活用した生産性向上

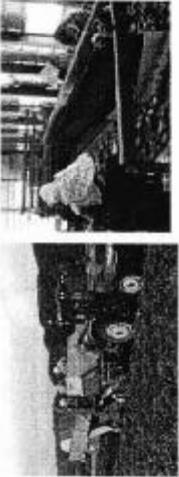
GPS自動操舵システムの導入



作業効率・精度の向上による、生産性の向上により高収益な大規模稲作経営を実現

省力作業の実現による収益力向上

高性能機械によるばれいしよ収穫と集中選別作業体系の導入



作業効率向上等による生産性の向上を図り、規模拡大による収益力向上を実現

産地パワーアップ事業(園芸品目における活用のイメージ)

- 水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系に転換を図るための取組を総合的に支援します。
- 例えば、園芸品目にあっては、以下のような取組に活用できます。
 - ・果樹の競争力のある品種(りんご「ふじ」等)の改種
 - ・加工果実の新たな需要に対応したストレート果汁等の生産整備
 - ・園芸団地の育成を図るための機械・パイプハウス導入
 - ・省エネ型で、高品質な花き生産団地の育成 等

果樹

【樹園地の若返り】

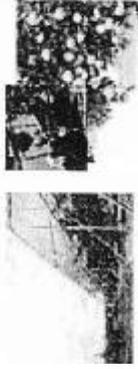
・競争力のある品種について、樹園地の若返りのため、植え替え(同一品種の改種)により、生産性を向上させる取組



競争力のある品種(例)
[左から、ふじ、巨峰、佐藤錦、しらぬひ(デコボン)]

【高品質果実の生産体制の整備】

・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組



屋根かけ栽培 マルドリ方式

【省力的・効率的な栽培体系の導入】

・農業の体質強化を図るため、省力化機械の導入等により、果樹栽培における省力化・効率化を推進する取組



モノレール スピードスプレヤー

【新たな需要の開拓】

・ストレート果汁など果実加工品の新たな需要に対応し、高付加価値化による収益力強化を図るための取組



果汁生産ライン 果汁ストレート搾汁機

野菜

【露地野菜団地の育成】

・機械化一貫体系の導入等による効率的な露地野菜団地の育成により、収益性の高い露地野菜産地を形成する取組



ホウレンソウ収穫機 キャベツ収穫機

【施設野菜団地の育成】

・パイプハウスや高度環境制御装置の導入等による施設野菜団地の育成により、収益性の高い施設野菜産地を形成する取組



パイプハウス 環境制御盤

花き

【花き生産団地の育成】

・パイプハウスを導入し、省エネ化や高品質化により、収益性の高い花き生産団地を形成する取組



温度・日照等の環境制御 ヒートポンプ

【花き輸出拠点の整備】

・コールドチェーンを完備した拠点において、輸出先のニーズに合わせた切り花のパッケージング(箱詰め)、消毒等を行う取組



差圧予冷施設 消毒用機械・装置

【効率的な施設整備の推進】

・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組



集出荷貯蔵施設

農産物処理加工施設

低コスト耐湿性ハウス

【お問い合わせ先】 農林水産省生産局園芸作物課
果樹：03-3502-5957、野菜：03-3502-5958、花き：03-6738-6162、施設園芸：03-3593-6496、輸出：03-3502-5958

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

- 畜産クラスターの仕組みを活用して、平場・中山間地域など、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要。
- このため、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備、家畜導入を支援。
- また、基金を民間団体に造成し、複数年度の事業実施を可能とするなど弾力的に運用。

畜産クラスター事業を基金化

複数年度の事業実施を可能とする
など弾力的に運用を行う



調査・実証・推進事業

検討会の開催、新たな取組に関する調査・実証、取組をコーディネートする人材の育成等を支援

実証成果を
全国的に普及

・補助率 定額

機械導入事業

中心的経営体の収益力の強化等に
必要な機械のリース導入を支援

- ・補助率 1/2以内
- ・個別経営体も対象



搾乳ロボット



飼料収穫機

施設と機械が
一体的に整備可能となるよう
運用方法を見直し

施設整備事業

中心的経営体の収益力の強化等に
必要な施設整備、家畜の導入
(対象を地域的な規模拡大(貸
付方式の施設整備)の場合にも
拡大)を支援



家畜飼養管理施設



飼料調製施設

- ・補助率 1/2以内
- ・個別経営体も対象
法人経営、法人化
の計画を有して
いる家族経営

(※公社等が整備し、中心的な経営体に貸し付ける場合も含む)

平成 28 年度農林水産予算の重点事項

総額 2兆3,091億円
(2兆3,090億円)

(※) 各事項の下段 () 内は、平成27年度当初予算額

1 水田フル活用の推進と経営所得安定対策

- | | | |
|--|-------------------------------|-----------------|
| ① 水田活用の直接支払交付金 | 3,078億円
(2,770億円) | 【補正予算】
160億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進めるとともに、産地交付金により、多収品種の導入、地域の特色のある魅力的な産品の産地の創造、自主的な生産拡大を促す取組を支援 | | |
| ② 畑作物の直接支払交付金 | (所要額)
1,948億円
(2,072億円) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ等の畑作物を生産する認定農業者等の担い手に対し、経営安定のための交付金を交付 | | |
| ③ 収入減少影響緩和対策 | (所要額)
754億円
(802億円) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者等の担い手に対し、米、麦、大豆等の収入が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填(加入者と国が1対3の割合で負担) | | |
| ④ 米穀周年供給・需要拡大支援事業 | 50億円
(50億円) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象の影響等により必要が生じた場合に、産地が自主的に行う米の年間を通じた安定販売・需要拡大等の取組を支援 | | |
| ⑤ 米の直接支払交付金 | 723億円
(760億円) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 米を生産する農業者の経営安定のための交付金を交付(29年産までの時限措置(30年産から廃止)) | | |

2 強い農林水産業のための基盤づくり

(1) 農林水産業の基盤整備(競争力強化・国土強靱化)

- | | | |
|---|----------------------|-------------------------------------|
| ① 農業農村整備事業<公共> | 2,962億円
(2,753億円) | 【補正予算】
990億円
うちTPP対策
940億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の大区画化、老朽化した施設の改修等の遅れがみられる中、農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進 | | |

<p>② 農地耕作条件改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする借り手のニーズに対応した基盤整備を支援 	<p>1 2 3 億円 (1 0 0 億円)</p>	
<p>③ 森林整備事業<公共></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産材の安定供給体制を構築するとともに、地球温暖化を防止するための間伐等の森林施業や路網の整備を推進 	<p>1, 2 0 3 億円 (1, 2 0 3 億円)</p>	<p>【補正予算】 1 7 1 億円</p>
<p>④ 治山事業<公共></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進 	<p>5 9 7 億円 (6 1 6 億円)</p>	<p>【補正予算】 4 9 億円</p>
<p>⑤ 水産基盤整備事業<公共></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出拠点となる漁港の衛生管理対策や水産資源回復対策、老朽化した漁港施設の長寿命化対策や地震・津波対策、漁港機能の集約化・再活用を推進 	<p>7 0 0 億円 (7 2 1 億円)</p>	<p>【補正予算】 8 0 億円 うちTPP対策 3 0 億円</p>
<p>⑥ 農山漁村地域整備交付金<公共></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援 	<p>1, 0 6 7 億円 (1, 0 6 7 億円)</p>	

(2) 農林水産関係施設整備

<p>① 強い農業づくり交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援 	<p>2 0 8 億円 (2 3 1 億円)</p>	
<p>② 産地パワーアップ事業 [TPP対策 (基金化)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営農戦略を策定した平場・中山間地域などで、高性能な機械・施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等による高収益作物・栽培体系への転換を支援 		<p>【補正予算】 5 0 5 億円</p>
<p>③ 農畜産物輸出拡大施設整備事業 [TPP対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜産物の輸出の拡大に必要な共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援 		<p>【補正予算】 4 3 億円</p>

- ④ 加工施設再編等緊急対策事業 [TPP対策] 【補正予算】
46億円
- 製粉工場、製糖工場、食肉処理施設、乳業工場等の再編整備を支援
- ⑤ 森林・林業再生基盤づくり交付金 (次世代林業基盤づくり交付金で実施)
61億円の内数
(27億円)
- 国産材の安定的・効率的な供給等を図るため、木材加工流通施設、木造公共建築物、高性能林業機械の整備等を支援
- ⑥ 合板・製材生産性強化対策事業 [TPP対策(基金化)] 【補正予算】
290億円
- 大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供給のための間伐・路網整備等を支援
- ⑦ 強い水産業づくり交付金 41億円
(35億円) 【補正予算】
39億円
- 水産業の強化のための共同利用施設等の整備、漁港・漁村における防災・減災対策の取組等を支援
- ⑧ 水産業競争力強化緊急事業 [TPP対策(基金化)] 【補正予算】
225億円
- 広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船や国際水準に見合った漁船の導入、産地の施設の再編整備、競争力強化に資する取組や漁業用機器の導入等を支援
- ⑨ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 2億円
(1億円) 【補正予算】
2億円
- 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備やこれと一体的に行う用水確保対策等を支援

(3) 産地の構造改革の推進

- ① 新しい野菜産地づくり支援事業 11億円
(8億円)
- 需要が拡大している加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良等の技術導入や、青果物流通の合理化・効率化に必要な新たな輸送システムの導入実証を支援
- ② 次世代施設園芸の地域展開の促進 (強い農業づくり交付金で実施)
優先枠15億円
(一)
次世代施設園芸地域展開促進事業
10億円
(20億円)
- 次世代施設園芸の各地域への展開を促進するため、次世代施設園芸拠点における成果や取組に関するセミナー等による情報発信、拠点における実践的な研修等を支援するとともに、拠点で得られた知見を活用した次世代型園芸施設の整備を支援

- | | |
|---|--------------|
| ③ 国産花きの生産・供給対策 | 9億円
(7億円) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産シェア奪還と輸出拡大を図るため、低温パッキングや日持ち性向上のための取組等を支援するとともに、2016年トルコ国際園芸博覧会に出展 | |
| ④ 農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業 | 3億円
(3億円) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業界と経済界が連携して行う先端モデル農業の確立に向けた取組（低コスト生産技術体系、ICTを活用した効率的生産体制の確立等）を支援 | |
| ⑤ 農業労働力最適活用支援総合対策事業【新規】 | 3億円
(-) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 産地における人手不足を補うため、労働力の募集・産地への派遣を一体的に行う仕組みや農業サービス事業者・援農隊による労働力の提供を円滑に行う仕組みの構築を支援 | |

3 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化

- | | | |
|--|-------------------------------------|--------------------------|
| ① 農地中間管理機構による農地の集積・集約化 | 81億円
(190億円) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手への農地集積・集約化等を加速化するため、農地中間管理機構の事業運営、農地の出し手に対する協力金の交付等を支援
(各都道府県の基金から充当し、不足分を措置) | | |
| ② 農地の大区画化等の推進<公共> | (農業農村整備事業で実施)
913億円
(1,089億円) | 【補正予算】
TPP対策
370億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を促進 | | |
| ③ 農地耕作条件改善事業（再掲） | 123億円
(100億円) | |
| ④ 担い手確保・経営強化支援事業【TPP対策】 | | 【補正予算】
53億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 意欲ある農業者の経営発展を促進する農業用機械・施設の導入を支援 | | |
| ⑤ 果樹支援関連対策 | (果樹・茶支援関連対策で実施)
56億円
(55億円) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構の活用等による改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、園地整備等に対する支援を実施 | | |
| ⑥ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 | 2億円
(3億円) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃農地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組を支援 | | |

(2) 農業委員会の活動による農地利用の最適化

- | | |
|---|------------------------|
| <p>① 農業委員会の活動による農地利用最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地利用の最適化の推進のための農業委員会の積極的な活動を支援 | <p>73億円
(53億円)</p> |
| <p>② 機構集積支援事業</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">(農地中間管理機構による農地の集積・集約化で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地台帳の情報更新・システム維持管理、農業委員等の資質向上に向けた研修等を支援 | <p>22億円
(28億円)</p> |

(3) 多様な担い手の育成・確保

- | | |
|---|--|
| <p>① 農業経営力向上支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の法人化・集落営農の組織化の取組を支援し、法人化の推進体制を整備するとともに、農業経営の質の向上(農業法人等と他産業での経験を有する人材とのマッチング等)を促進 | <p>7億円
(5億円)</p> |
| <p>② 新規就農・経営継承総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農前後の青年就農者・経営継承者への給付金の給付、雇用就農を促進するための農業法人での実践研修への支援のほか、就農後の相談体制の整備、農業大学校・農業高校の新規学卒者等を就農に結び付ける取組等への支援 | <p>193億円
(195億円)
うち青年就農給付金
116億円
(122億円)</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">【補正予算】
23億円
(青年就農給付金)</p> |
| <p>③ 経営体育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中心経営体等に対し、農業用機械・施設等の導入を支援 | <p>30億円
(32億円)</p> |
| <p>④ 担い手経営発展支援金融対策 [TPP対策(基金化)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意欲ある農業者の経営発展、産地の収益力向上等を後押しするための実質無利子化、無担保・無保証人化を措置 | <p style="text-align: right; font-size: small;">【補正予算】
100億円</p> |
| <p>⑤ 農業法人経営発展支援投資育成事業 [TPP対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意欲ある農業法人に対する出資を通じた支援を実施 | <p style="text-align: right; font-size: small;">【補正予算】
10億円</p> |
| <p>⑥ 中山間地域等担い手収益力向上支援事業 [TPP対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等における担い手の収益力向上を支援 | <p style="text-align: right; font-size: small;">【補正予算】
10億円</p> |

- ⑦ 収入保険制度検討調査費 2億円
(5億円)
- 収入保険制度の導入に向けた諸課題の検討を進めるため、事業化調査等を実施

4 畜産・酪農の競争力の強化

(1) 畜産・酪農の収益性向上

- ① 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 [TPP対策 (基金化)] 【補正予算】
610億円
- 畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入を支援
- ② 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共> [TPP対策] 【補正予算】
(農業農村整備事業で
実施)
164億円
- 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等を支援

(2) 畜産・酪農の生産力強化

- ① 畜産・酪農生産力強化対策事業 [TPP対策 (基金化)] 【補正予算】
30億円
- 和牛受精卵・性判別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援
- ② 和牛・生乳の生産拡大を支える研究開発 (委託プロジェクト研究で実施)
2億円
(3億円)
- 性判別精液の評価精度の向上、繁殖機能の改善等の研究開発を推進

(3) 自給飼料の生産拡大

- ① 飼料増産総合対策事業 10億円
(11億円)
- 濃厚飼料原料(イアコーン(子実、^{しすい}芯、穂皮から成る雌穂)等)の増産、レンタカウを活用した肉用繁殖牛等の放牧の推進、コントラクターの機能の高度化、エコフィードの増産等を支援
- ② 草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 [TPP対策] 【補正予算】
7億円
- 難防除雑草の駆除等による草地改良を支援

③ 飼料生産型酪農経営支援事業

68億円
(66億円)

- ・ 環境負荷軽減に取り組みつつ、飼料の二期作・二毛作等を行う酪農家や、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大する酪農家を支援

④ 草地関連基盤整備<公共>

(農業農村整備事業で実施)
48億円
(62億円)

- ・ 離農農家の草地の円滑な継承を図るため、草地改良と併せて行う施設用地確保のための離農施設の撤去を支援するとともに、牧柵の除去等の簡易な基盤整備等を推進

(4) 畜産・酪農経営安定対策の実施

① 畜産・酪農経営安定対策

(所要額) 1,701億円
(1,708億円)

- ・ 畜種ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を支援し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備

② 畜産経営体質強化支援資金融通事業 [TPP対策(基金化)]

【補正予算】
20億円

- ・ 意欲ある畜産農家の既往負債の借換えに係る利子補給等を支援

5 農林水産物・食品の高付加価値化等の推進

(1) 6次産業化の推進

① 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

【財投資金】
出資枠150億円
貸付枠50億円

- ・ (株)農林漁業成長産業化支援機構を通じ、生産・流通・加工等の産業間が連携した取組について、資本の提供と経営支援を一体的に実施

② 6次産業化支援対策

24億円
(27億円)

- ・ 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等を支援

(2) 医福食農など異業種との連携の推進

① 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

(産地活性化総合対策で実施)
5億円
(4億円)

- ・ 薬用作物等の産地形成を促進するため、栽培技術の確立・普及を支援するとともに、相談窓口の設置により、産地と漢方薬メーカーのマッチングを支援

- | | |
|---|-------------------------|
| <p>② 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 [TPP対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産地と複数年契約をする外食・中食・加工業者による国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援 | <p>【補正予算】
36億円</p> |
| <p>③ 革新的技術開発・緊急展開事業 [TPP対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTによる高度な生産管理等の最新技術の実用化、新たな国産ブランド品種、ロボットを活用した省力化技術等の戦略的な革新的技術の開発を支援 | <p>【補正予算】
100億円</p> |
| <p>④ 異分野との融合を含む産学連携の更なる強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産・食品分野での産学連携に加え、異分野の人材とのマッチングの場を構築し、産学連携の更なる強化を図り、革新的技術の研究開発を促進 | <p>20億円
(13億円)</p> |
| <p>⑤ 地理的表示等活用総合対策事業【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GI（地理的表示保護制度）の登録申請・普及啓発、GI等を活用した地域産品のブランド化を支援 | <p>2億円
(-)</p> |

6 輸出の促進と日本食・食文化の魅力発信

(1) 農林水産物・食品の輸出促進

- | | |
|--|------------------------|
| <p>① 輸出戦略の実行体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国別・品目別輸出戦略の効果的な実施に向け、輸出促進のため設置した司令塔（関係府省庁、事業者団体等から構成される輸出戦略実行委員会）の下、オールジャパンで輸出に取り組む品目別輸出団体の育成、産地間連携の促進、輸出環境の整備等を実施 | <p>13億円
(11億円)</p> |
| <p>② 輸出促進緊急対策 [TPP対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精米・燻蒸等の実証、モモ肉・バラ肉等の輸出体制の整備、牛乳乳製品の冷凍・輸送技術、果実の低温貯蔵・輸送技術、新たな木材製品仕様の作成等を支援 | <p>【補正予算】
33億円</p> |
| <p>③ 輸出総合サポートプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者発掘から商談支援、輸出相談窓口のワンストップ化、マーケティング拠点での販売促進支援など、輸出に取り組む事業者を支援 | <p>15億円
(14億円)</p> |
| <p>④ 農畜産物輸出拡大施設整備事業（再掲）[TPP対策]</p> | <p>【補正予算】
43億円</p> |

⑤ 水産物輸出拡大緊急対策事業<一部公共> [TPP対策]

【補正予算】

55億円

うち公共30億円

- ・ 今後、輸出拡大が見込まれる大規模な拠点漁港における荷さばき所、冷凍冷蔵施設、集荷施設等の一体的な整備、輸出先国のHACCP基準を満たすための水産加工・流通施設の改修、関係機器の整備等を支援

⑥ グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進

1億円

(2億円)

- ・ 食のインフラシステムの輸出に向け、官民協議会等を活用し、先進国も含め食産業の海外展開先として有望な国・地域におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援

⑦ 国際農産物等市場構想推進事業

2億円

(1億円)

- ・ 国際空港近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援

⑧ 輸出促進に資する動植物防疫体制の整備

4億円

(4億円)

- ・ 輸出促進に必要なとなる家畜疾病に関する対策を実施するとともに、輸出解禁に当たり必要となる国内の病害虫情報の収集等を実施

⑨ 日本発食品安全管理規格・認証スキーム等の推進【新規】

1億円

(-)

- ・ 国際的な取引にも通用し、生食・発酵食品を含めた日本の食文化に適用しやすい日本発の食品安全管理規格・認証スキームや、日本の農業者が取り組みやすい日本発の輸出用GAPの推進を支援

⑩ 日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業 [TPP対策]

【補正予算】

0.1億円

- ・ 日本発の食品安全管理規格等の策定の基礎となる調査を支援

⑪ 食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化【新規】

8億円

(-)

- ・ 国産農林水産物・食品の輸出を促進するため、トップセールス、日本産食材を積極的に活用している海外レストランのネットワーク化等による日本食・食文化の魅力を発信する取組を支援

(2) 日本食・食文化の魅力発信

- ① 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大 8億円
(1億円)
- ・ 和食文化の継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を支援
- ② 国産農林水産物・食品への理解増進事業【TPP対策】 【補正予算】
4億円
- ・ 大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発を支援
- ③ 食文化発信による海外需要ポテンシャル開拓の加速化【新規】(再掲) 8億円
(-)

(3) 食と農を活用したインバウンドの推進

- ① 食によるインバウンド対応推進事業【新規】 1億円
(-)
- ・ 日本食・食文化の魅力発信がインバウンド(外国人の訪日)を促進し、それが更に日本の食の評価を高める好循環を構築するため、食と景観等が一体的な魅力を織りなす地域(食と農の景勝地)を情報発信するとともに、飲食店等の多言語対応等を支援
- ② おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業 0.5億円
(0.2億円)
- ・ 外国人旅行者が国産農畜産物を持ち帰る際の利便性を高めるため、直売所や道の駅などで購入した農畜産物が動植物検疫を経て空港やクルーズ船の寄港地で受け取れる体制を整備
- ③ 農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業【TPP対策】 【補正予算】
4億円
- ・ 広域観光周遊ルートに位置付けられた農山漁村地域における訪日外国人旅行者の受入体制の整備を支援
- ④ 食文化発信による海外需要ポテンシャル開拓の加速化【新規】(再掲) 8億円
(-)
- ⑤ 地理的表示等活用総合対策事業(再掲) 2億円
(-)
- ⑥ 輸出総合サポートプロジェクト(再掲) 1.5億円
(1.4億円)
- ⑦ 6次産業化支援対策(再掲) 2.4億円
(2.7億円)

7 品目別生産振興対策

- | | | |
|---|----------------------------|----------------|
| ① 野菜価格安定対策事業 | (所要額) 171億円
(167億円) | |
| ・ 生産者の経営安定を図るため、野菜の価格低落時における生産者補給金の交付等を実施 | | |
| ② 果樹・茶支援関連対策 | 70億円
(69億円) | |
| ・ 果樹について、農地中間管理機構の活用等による改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、園地整備、計画生産・出荷等に対する支援を実施するとともに、茶について、改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、他作物への転換に向けた茶園整理に対する支援を実施 | | |
| ③ 甘味資源作物生産支援対策 | 93億円
(81億円) | 【補正予算】
15億円 |
| ・ 国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、甘味資源作物生産者等の経営安定を図るための交付金を交付するとともに、病害虫防除・かん水など自然災害に対応した取組を支援 | | |
| ④ 畜産・酪農経営安定対策（再掲） | (所要額) 1,701億円
(1,708億円) | |

8 食の安全・消費者の信頼確保

- | | | |
|---|----------------|--|
| ① 消費・安全対策交付金 | 18億円
(18億円) | |
| ・ 鳥インフルエンザ、ジャガイモシロシストセンチュウ、ミカンコミバエなど家畜の疾病・農作物の病害虫の発生予防・まん延防止に係る取組等を支援 | | |
| ② 家畜衛生等総合対策 | 55億円
(55億円) | |
| ・ 鳥インフルエンザなど家畜の疾病に対する発生予防と万一の発生の場合のまん延防止対策を実施 | | |
| ③ 産地偽装等取締強化対策 | 3億円
(3億円) | |
| ・ 悪質な産地偽装が後を絶たない中、効率的・効果的な監視を実施するため、食品の科学的分析等による原産地判別等を強化 | | |
| ④ 食品リサイクル促進等総合対策事業 | 1億円
(1億円) | |
| ・ 食品ロス削減に向けた優良事例の調査・分析・周知などにより、食品ロス削減国民運動を展開するとともに、外食産業における食品廃棄物のリサイクルを推進 | | |

9 人口減少社会における農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払の実施

- ① 多面的機能支払交付金 483億円
(483億円)
- ・ 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付
- ② 中山間地域等直接支払交付金 263億円
(290億円)
- ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付
- ③ 環境保全型農業直接支払交付金 24億円
(26億円)
- ・ 化学肥料及び農薬の5割低減の取組と合わせて、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を行う農業者等に交付金を交付

(2) 他省庁と連携した集落のネットワーク化、定住の促進

- 離島漁業再生支援交付金 12億円
(12億円)
- ・ 離島における漁業集落の再生活動（漁場生産力の向上等）を支援

(3) 都市と農山漁村の共生・対流等

- ① 農山漁村振興交付金【新規】 80億円
(-)
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進や地域の活性化、薪炭・山菜など地域資源の活用等による山村の活性化、定住・地域間交流を促進するための施設等の整備を支援 うち山村活性化支援交付金 8億円(-)
- ② 都市農業機能発揮対策事業 2億円
(2億円)
- ・ 都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度の検討を実施するほか、都市農業の意義の周知、災害時の避難地としての農地の活用、福祉農園の開設を支援

(4) 再生可能エネルギーの導入促進

- | | |
|--|-----------------|
| ① 農山漁村活性化再生可能エネルギー導入等促進対策 | 6 億円
(10 億円) |
| ・ 再生可能エネルギー発電事業による収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組や農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計等を支援 | |
| ② 地域バイオマス産業化推進事業 | 7 億円
(8 億円) |
| ・ 地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援 | |
| ③ 木質バイオマスの利用拡大 | 5 億円
(5 億円) |
| ・ 木質バイオマスの利用促進を図るため、エネルギー利用拡大に向けた全国的な調査、相談窓口の設置、セルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向けた技術開発等を支援 | |

(5) 鳥獣被害防止対策の推進

- | | | |
|--|--------------------|-----------------------------------|
| ① 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 9 5 億円
(9 5 億円) | 【補正予算】
1 2 億円 |
| ・ 鳥獣被害対策実施隊の増設・捕獲活動の実施、侵入防止柵の設置、捕獲技術高度化施設や処理加工施設の整備、ジビエ活用の推進等を支援 | | |
| ② シカによる森林被害緊急対策事業 | 2 億円
(2 億円) | 【補正予算】
1 億円
(シカ被害対策緊急捕獲等事業) |
| ・ シカによる森林被害が深刻な地域において、国と自治体の広域的な連携の下、シカの計画的な捕獲・防除等を緊急的に支援 | | |

10 林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

- | | | |
|---|--------------------|--------------------|
| ① 次世代林業基盤づくり交付金 | 6 1 億円
(2 7 億円) | |
| ・ 需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給を実現するため、間伐・路網整備やCLT（直交集成板）等を製造する木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設、苗木生産施設等の整備など地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援 | | |
| ② 合板・製材生産性強化対策事業（再掲）[T P P 対策（基金化）] | | 【補正予算】
2 9 0 億円 |

③ 林業の低コスト化と花粉症対策の推進	13億円 (9億円)	
・ 施業集約化に向け、航空レーザーで取得した森林情報のICT活用による共有等を支援するとともに、低コスト化や花粉症対策の推進のため、成長に優れた品種や花粉の少ない品種等を対象として、採種園等の造成・改良、コンテナ苗の生産技術研修を支援するほか、花粉症対策苗木への植替えを促進	うち施業集約化の加速化 3億円(3億円) うち花粉発生源対策 4億円(1億円)	
④ 新たな木材需要創出総合プロジェクト	12億円 (14億円)	【補正予算】 18億円 (地域材利用拡大緊急対策)
・ 中高層建築等に活用できるCLT・耐火部材など新たな製品・技術の開発・普及の加速化、地域材の利用拡大を支援	うちCLT・耐火部材等新たな製品・技術の開発 4億円(5億円) うち地域材利用促進 9億円(10億円)	
⑤ 違法伐採対策の推進	0.4億円 (0.3億円)	
・ 違法伐採対策の体制整備に向け、関連情報の収集・蓄積を図るほか、合法木材の普及を促進	新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施	
⑥ 違法伐採緊急対策事業【TPP対策】		【補正予算】 2億円
・ 合法木材の利用促進や現地の違法伐採情報の収集等		
⑦ 森林・山村の多面的機能の発揮対策	25億円 (25億円)	
・ 森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を支援		
⑧ 森林・林業人材育成対策	59億円 (61億円)	【補正予算】 3億円
・ 林業への就業前の青年に対する給付金の給付や、「緑の雇用」事業の拡充等による人材の育成を支援		
⑨ 森林整備事業<公共>(再掲)	1,203億円 (1,203億円)	【補正予算】 171億円
⑩ 治山事業<公共>(再掲)	597億円 (616億円)	【補正予算】 49億円

11 水産日本の復活

① 浜の担い手・地域活性化対策	9億円 (10億円)	【補正予算】 3億円 (新規漁業就業者総合支援事業)
・ 浜の活力再生プランの策定・着実な実行を推進するとともに、漁業への就業前の青年に対する給付金を給付するほか、就業・定着促進等のための研修等を支援		

② 資源管理・資源調査の強化	39億円 (37億円)	<ul style="list-style-type: none"> 漁業者の理解を得る適切な資源管理を推進するため、資源評価の精度向上、漁船を活用したデータ収集の強化等に取り組むほか、漁場形成・海況予測に関する情報を提供 	
③ 漁業経営安定と漁業構造改革の推進	334億円 (386億円) うち漁業経営セーフティーネット構築事業 25億円(40億円) うち漁業収入安定対策事業 203億円 (237億円) うち漁業構造改革総合対策事業 3億円(5億円)	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理に取り組む漁業者に対する共済・積立ぷらすを活用した収入安定対策、燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策を実施するとともに、高性能漁船の導入による収益性向上等を支援 	【補正予算】 85億円 (漁業構造改革総合対策事業)
④ 水産物の加工・流通・輸出対策	15億円 (15億円) うち国産水産物流通促進事業 8億円(8億円)	<ul style="list-style-type: none"> HACCP認定の取得に向けた輸出環境の整備、輸出水産物のトレーサビリティ導入に向けたマニュアル作成、販売ニーズや産地情報等の共有化、流通促進のための機器の整備等を支援 	
⑤ 水産物輸出拡大緊急対策事業<一部公共>(再掲)[TPP対策]	【補正予算】 55億円		
⑥ 水産多面的機能の発揮対策と離島漁業の再生支援	40億円 (40億円) うち水産多面的機能発揮対策 28億円 (28億円)	<ul style="list-style-type: none"> 漁業者等が行う藻場・干潟の保全、海難救助等の地域活動を支援するとともに、離島における漁業集落の再生活動を支援 	
⑦ 増養殖対策	14億円 (14億円)	<ul style="list-style-type: none"> 低魚粉配合飼料による養殖技術の確立・普及等を支援するとともに、さけ・ますの種苗放流手法の改良、シラスウナギの大量生産システムの実証化、カワウ・外来魚の被害防止対策等を支援 	
⑧ 捕鯨対策	51億円 (19億円) うち鯨類資源持続的利用支援調査事業 23億円(-)	<ul style="list-style-type: none"> 調査捕鯨の安定的な実施を支援するとともに、ICJ(国際司法裁判所)判決を踏まえた調査計画に基づく鯨類捕獲調査を円滑かつ効果的に実施するため、非致死的調査や妨害対策への対応、国内外の研究機関との連携、調査捕鯨に関する情報発信等を実施 	

⑨ 強い水産業づくり交付金（再掲）	41億円 (35億円)	【補正予算】 39億円
⑩ 水産業競争力強化緊急事業（再掲）[TPP対策（基金化）]		【補正予算】 225億円
⑪ 水産基盤整備事業＜公共＞（再掲）	700億円 (721億円)	【補正予算】 80億円 うちTPP対策 30億円

※ この他、諫早湾干拓開門対策経費として、62億円を計上

Ⅲ 農協改革をめぐる情勢

— 改正農協法関係の政省令案を発表 —

- 農水省は12月18日、改正農協法関係の政省令について公示し、パブリックコメントを開始した。1月16日まで行われ、意見とりまとめの上、公布される。公布時期は未定だが、1月中に行われる見込みである。
- 政省令は、法改正に伴う項ずれや文言の削除・変更を行うものがほとんどだが、法案審議等で議論となった論点は、以下のものがある。

【法案審議等での論点（11月号より再掲）】

- 理事の定数の過半数を認定農業者とすること等を要しない場合
- 株式会社化する場合に譲渡制限の対応をすること
- 組織変更後の中央会に係る役員等の兼職が認められる場合
- 組織変更後の中央会に係る名称の使用制限に関する特例の要件
- 監査事業に従事する者の資格

- 理事構成に関する省令案（別紙1）については、認定農業者に準ずる者を含めるための要件や、地域に認定農業者が少なく、達成が困難である場合の措置等が整理されている。概要は次ページの通り。
- 「総合的な監督指針」の改正については、2月を目途にパブリックコメントが行われる予定である。改正点は、人事ローテーションや非常勤理事数の緩和で、内容は次の通りとなっている。

【総合的な監督指針の主な改正内容（11月号より再掲）】

- ・人事ローテーション
→専門性の高い営農指導員の育成ができるよう、事業特性に応じたローテーションを確保する。必要な内部けん制措置は引き続き確保を求める。
- ・非常勤理事数
→非常勤理事の増加は好ましくないとされてきたが、担い手や女性・青年等の登用拡大のため、理事会運営に支障がなければ原則認めるようにする。

JA 理事構成の省令案の概要

本 則	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 認 + 実 で理事の過半 </div>	※ 認 は認定農業者、 実 は実践的能力者（経営のプロ）、 準 は準ずる者
----------------	--	--

省 令 案	<p>認定農業者が少ないJA</p> <p>① 認 が理事の 10 倍を下回る場合、認 + 実 + 準 で理事の過半</p> <p>② ①の達成困難で、行政庁承認を得た場合、認 + 実 + 準 で理事の 4 分の 1 以上</p> <p>認定農業者以外の担い手を積極登用したいJA</p> <p>③ 認 + 実 + 準 で理事の 6 割以上、かつ 認 + 準 で理事の 3 割以上</p> <p>④ ①～③の達成困難な理由について大臣承認を得た場合、認 + 実 + 準 で理事に占める割合を大幅引き下げ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者である法人の重要使用人 ・ 認定農業者 OB、親族（経営参画等） ・ 認定就農者 ・ 集落営農（※交付金要件）の役員 ・ 国・地方公共団体の計画に位置づけられた中心的農業者と、その親族 ・ 指導農業士 ・ 基本構想水準到達者と、その親族 ・ 生産部会の代表 </div>
----------------------	---

理事構成に関する省令案

(理事の定数の過半数を認定農業者等とする事等を要しない場合)

第七十六条の二 法第三十条第十二項ただし書(法第六十六条第三項(法第七十条の三第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 理事の定数の十分の六以上が法第三十条第十二項各号に掲げる者又は次に掲げる者(以下この条において「認定農業者に準ずる者」という。)であり、かつ、理事の定数の十分の三以上が同項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。
 - イ 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下この条において同じ。)である法人の使用人(当該法人の行う農業に関する権限および責任を有する者に限る。以下この号において同じ。)
 - ロ 認定農業者(法人にあつては、その役員又は使用人)であつた者
 - ハ 認定農業者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族
 - ニ 認定就農者(農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。)(法人にあつては、その役員又は使用人)
 - ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第二条第四項第一号ハの組織の役員
 - ヘ 農業の振興に関する国若しくは地方公共団体の計画において位置付けられた農業者であつて当該農業協同組合の地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの(法人にあつては、その役員又は使用人)又はその者の行う農業に従事しその経営に参画する親族
 - ト 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
 - チ 基本構想(農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。)における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者(法人にあつては、その役員又は使用人)又はその者の行う農業に従事してその経営に参画する親族
 - リ 当該農業協同組合の正組合員(法第十二条第一項第一号の規定による組合員をいう。以下この条において同じ。)が農作物の種類等ごとに構成する組織(当該農業協同組合に置かれるもので農業の振興を目的とする者に限る。)の代表者
- 二 当該農業協同組合の正組合員である認定農業者の数が当該農業協同組合の理事の定数に十を乗じて得た数を下回る場合(以下この項において「認定農業者が少ない場合」という。)であつて、次のいずれにも該当するとき。
 - イ 理事の定数の過半数が法第三十条第十二項各号に掲げる者又は認定農業者に準ずるものであるとき。

ロ 理事の選挙又は選任(理事の定数の全部を改選する場合に限る。次号ロにおいて同じ。)に先立って当該農業協同組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

三 理事の定数の過半数を法第三十条第十二項各号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者としてとすれば理事の選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる場合(認定農業者が少ない場合に該当する場合に限る。)(以下この号において「選挙又は選任が困難な場合」という。)であって、次のいずれにも該当するとき。

イ 理事の定数の四分の一を下回らない範囲内において行政庁の承認を受けて定める数以上が法第三十条第十二項各号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

ロ 理事の選挙又は選任に先だって当該農業協同組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

ハ 選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を公表しているとき。

四 前三号に掲げる場合を除くほか、理事の定数の過半数を法第三十条第十二項各号に掲げる者としてとすれば理事の選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる特別な理由(以下この号において「特別な理由」という。)がある場合であって、次のいずれにも該当するとき。

イ 特別な理由を公表しているとき。

ロ 特別な理由について農林水産大臣の承認を受けたとき。

【参考：改正農協法関係条文】

＜理事構成要件＞

第三十条⑫ 農業協同組合の理事の定数の過半数は、次に掲げる者のいずれかでなければならない。ただし、その地区内における認定農業者(農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。第一号において同じ。)が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 認定農業者(法人にあつては、その役員)

二 農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者

第三十条の二④ 経営管理委員については、前条第十一項から第十三項までの規定を準用する。この場合において、同条第十一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、同条第十二項中「次に掲げる者のいずれか」とあるのは「第一号に掲げる者」と読み替えるものとする。

農政をめぐる情勢

平成28年1月26日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉